

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（14）

2011年 6月 日

松山地方裁判所 御中

はじめに

2009年4月8日に開かれた教育委員会において、今治市教育委員会事務局は、採択協議会の構成の在り方について三とおりの形態を例示、提案した。採択協議会は、各科の教科書を比較、検討して、どの社の教科書が最も良いかを教育委員会に答申する。全国どこの教育委員会においても、通常、基本的に、この答申に基づいて教科書を採択する。

いわば、実質的に教科書を選定・決定するともいえるこの協議会の構成について、事務局は、学校現場の校長・教頭先生らの中に、教育委員の代表らも入って、共に協議会を構成する形態を最も強く推薦した。

高橋教育長

「(略) 採択は当然教育委員会でやる訳でございますけれども、その前、前段階でやはりどの教科書が良いかということは、やっぱりいろんな立場で見ただけ、そういうものが教科書採択協議会になりますので、従来の方法よりも、やはりその中に教育委員さんの代表が入っていただいて、その審議の内容をまた教育委員会の意見を踏まえながら、その審議会の中で、いろいろ意見を話し合いながら、本当に子どもにとってよい教科書はどのようなものかということ、考えていけたらありがたいなという思いでございます。」

(第7回教育委員会議事録 証拠甲7号証)

この形態の特徴は、実際に学校現場での教育を担い、生徒や授業の状況を知悉している先生たちと、そうではない教育委員らが一堂に会して共同の討議ができるということである。

しかし小田委員長らは、以下のような意見を述べて、この形態を拒否した。

桧垣学校教育課長

「2番目の採択協議会のなかに、教育委員さんの代表も入っていただくというふうな方法もあります。」

小田委員長

「そこに入るとなると、そこで決まってしまうということになりますな。」

高橋教育長

「いいえ、そこでは決まりません。」

小田委員長

「いやいや、方向付けは決まる。そこらをどういうふうにするのか、我々5人の教育委員で最終決定を

行う。そこで教育委員としての判断できるようにしてもらいたい。」

(同上)

教育委員会は、このような経緯を経た後、先生らを排した形での、教育委員のみによる、非公開の「勉強会」を、6回にわたって持った。(「準備書面 五」4頁参照)

そして、教育委員が入っていないで、先生らと保護者とだけで構成された採択協議会は、採択希望教科書として、歴史は東京書籍を、公民は日本文教出版を答申したが、教育委員会はその答申に沿うことなく、無視し、反して、両科目とも扶桑社版を採択したのである。

以上、学校現場での授業を長年にわたって経験し、かつ現在(当時)の授業の様子や生徒たちの状況に詳しく、さらに各科目の専門的知識を有する先生たちと合同で討議することを露骨に嫌がり(前出 小田委員長発言)、これら専門家を排して、学校現場の状況も詳しくは知らず、専門的知識も有しない教育委員らだけで「勉強会」を持ったこと、そして、この期間の正式な教育委員会では、各科目、各社の教科書の内容などについての検討や論議を一切行っていないこと、さらに採択当日も、各委員がそれぞれ形式的な意思表示をただけでまったく討議がなかったこと。(第15回教育委員会議事録2009年8月27日 証拠甲5号証)

これらを合わせて、当該採択を見つめれば、採択協議会の答申とはまったく違う形での、いわば当該教育委員会による専制的決定という、当該採択の結論を導き出しうる機会・場所は、この「勉強会」において、他には存在しない。

つまり、この「勉強会」は、当該教育委員会における、歴史・公民教科書採択についての「勉強」の場であり、かつ、実質的な決定の場だったのである。

当該採択一決定において、以上のような、決定的に重要な位置をもつ、上記「勉強会」について、「準備書面 五」(4～5頁)においても、少し「求釈明」をおこなっているが、ここでは、さらに詳しく、具体的に、<求釈明>を行うこととする。

<求釈明>

一 「勉強会」で取り上げた科目を示せ。

- 二 歴史教科書についての「勉強」において、全社の教科書を取り上げたか？
- 三 もし、取り上げたのならば、それぞれの社の教科書について、各委員から出された意見を、すべて示せ。また、取り上げた章とページを示せ。
- 四 全社の教科書を取り上げなかったのならば、その理由及び、そのようなことが許される根拠を示せ。
- 五 一部の教科書だけを取り上げたのならば、どこの社の教科書であるかを示せ。また、取り上げた章とページを示せ。
このときに出された各委員の意見を、その章ごとに示せ。
- 六 「勉強会」において、各委員の間に意見の違いはあったか？
もし、あったのなら、そのときの論議の内容を具体的に示せ。
- 七 上記のような意見の違いがあった場合、歴史的事実在即して、何が正しいかを判断できる委員が一人もいないことは、当該採択が行われた教育委員会当日における、歴史学や歴史教育（学）と全く関係のない各委員の発言を見れば明らかだが、このような場合、どうしたのか？
- 八 公民教科書についての「勉強」において、全社の教科書を取り上げたか？
- 九 もし、取り上げたのならば、それぞれの社の教科書について、各委員から出された意見を、すべて示せ。また、取り上げた章とページを示せ。
- 十 全社の教科書を取り上げなかったのならば、その理由及び、そのようなことが許される根拠を示せ。
- 十一 一部の教科書だけを取り上げたのならば、どこの社の教科書であるかを示せ。また、取り上げた章とページを示せ。
このときに出された各委員の意見を、その章ごとに示せ。
- 十二 「勉強会」において、各委員の間に意見の違いはあったか？
もし、あったのなら、そのときの論議の内容を具体的に示せ。
- 十三 「七」と同じく、公民科目(の内容)についても、専門的知識を有する委員が一人もいないことは、同じく当該採択当日の教育委員会における、公

民科目の内容・目的と全く関係のない各委員の発言を見れば明らかだが、上記のような意見の違いなどがあった場合、どうしたのか？

十四 各科目の専門的知識を有し、学校現場の状況も熟知している学校現場の先生たちを敢えて排し、専門的知識をまったく有さず、学校現場の状況もほとんど知らない委員らだけで、今治市の全中学校の生徒たちが使う教科書を実質的に決定してしまう「勉強会」を非公式、秘密裏に持続的に持つことに対して、不安や後ろめたさを持つ委員はいなかったか？

十五 冒頭の「はじめに」で立証したように、実質的に歴史と公民の採択教科書を決めるための「勉強会」、つまり、決定的に重要な採択過程に位置する「勉強会」を非公式・非公開で秘密裏に行った理由を示せ。
また、行い得る法的小よび適正手続き上の合理的根拠を示せ。

以上